

[要点]

国際法は国際慣習法と条約からなりたっている。国家主権の及ぶ範囲は領土、領海、領空である。領海はかつては3海里とされていたが、現在は12海里となっている。領海の外は公海でどの国の船でも自由に航海できる。これを公海自由の原則という。さらに海岸から200海里の範囲を経済水域として漁業資源などを沿岸国の権利として認めている。

[A問題：要点確認]

()法は国際慣習法と条約からなりたっている。国家()の及ぶ範囲は()、()、()である。領海はかつては()海里とされていたが、現在は()海里となっている。領海の外は()でどの国の船でも自由に航海できる。これを()の原則という。さらに海岸から()海里の範囲を()として漁業資源などを沿岸国の権利として認めている。

[B問題]

- (1) 国際社会において、それぞれの国が守るべきルールを何というか。
- (2) (1)の法にはどのようなものがあるか。2つ答えよ。
- (3) 他国から支配されたり干渉されたりすることを拒む国家としての権利を何というか。
- (4) (3)の権利をもつ国家を何というか。
- (5) 次の文にあてはまる国際社会の原則をそれぞれ何というか。

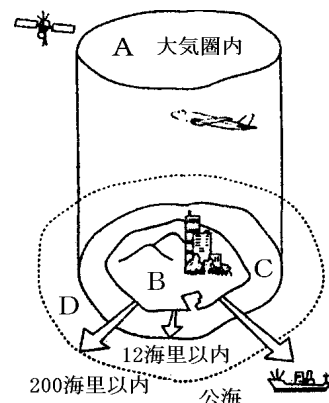
ある国が他国に支配されたり、干渉されない権利。

他の国々と対等である権利

[解答] (1) 国際法 (2) 国際慣習法と条約 (3) 主権 (4) 主権国家 (5) 内政
不干渉の原則 主権平等の原則

[B問題]

- (1) 図のA～Dにあてはまる語句を答えよ。
- (2) Cの範囲は何海里か。
- (3) 海岸から(A)海里の範囲を(B)として、その中での漁業や資源開発などの権利を、沿岸国の権利として認めるようになってきている。
- (4) 領海の外側の海を何というか。
- (5) (4)ではどの国の船でも自由な航行が保障されているが、これを何の原則というか。



【解答】

- (1) A 領空 B 領土 C 領海 D 経済水域 (2) 12海里 (3) A 200 B 経済水域 (4) 公海 (5) 公海自由の原則

【C問題】

- (1) 国際社会における各国の交わりを何というか。
- (2) 現在独立国家はどれくらいあるか。次の中から一つ選び記号で答えよ。
ア 約150 イ 約170 ウ 約190 エ 約210
- (3) 国家の主権が及ぶ範囲を何というか。
- (4) 経済水域とはどのようなものか。次の2語を使って簡潔に説明せよ。[水産・地下資源 沿岸国]
- (5) 日本は沖ノ鳥島おきのとりしまの水没を防ぐために巨額を投じて護岸工事こがんを行ったが、その理由は何か。
- (6) 公海について、正しいことがらを一つ選び、記号で答えよ。
他国の船は、その国の指示に従わなければならない。
いかなる船も自由に航海することができる。
海底の地下資源の開発では、沿岸国に優先権がある。
まわりの国が協議をして、許可を受けた船のみが航海できる。
- (7) どこの国の領域にもなっていない、人類の共通資産となっている大陸は何か。

【解答】

- (1) 外交 (2) ウ (3) 国家領域 (4) 水産・地下資源の権利が沿岸国にある水域 (5) 日本の経済水域を保持するため (6) (7) 南極大陸